



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 794 和歌山県分庁舎内通信配線敷設整備及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 795 和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)の設営委託及び通信機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
- 796 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 797 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 ( " )
- 798 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 799 内水面における第5種共同漁業の免許に係る遊漁規則の一部の変更認可 (資源管理課)
- 800 道路の区域変更 (道路保全課)
- 801 新道路の供用開始等 ( " )

### ○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
- 入札公告 (情報システム課)
- " ( " )
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

### ○ 諸報

- 平成18年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (財団法人不動産適正取引推進機構)

## 告 示

### 和歌山県告示第794号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5第2項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県分庁舎内通信配線敷設整備及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

#### 1 調達役務

和歌山県分庁舎内通信配線敷設整備及び賃貸借

#### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)でないとき
  - (ア) 競争入札資格審査申請書
  - (イ) 事業経歴書
  - (ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
  - (エ) 印鑑証明書
  - (オ) 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
  - (カ) 使用印鑑届
  - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
    - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - b 和歌山県が課する県税全税目
    - c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
  - (ク) 誓約書
  - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
  - (コ) 和歌山県が示す仕様書に対する実施計画書
- イ コンソーシアムとして申請する場合
  - 次の(イ)から(ケ)までについては、構成員ごとに提出すること。
    - (ア) 競争入札資格審査申請書
    - (イ) 事業経歴書
    - (ウ) 構成員が法人である場合にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
    - (エ) 印鑑証明書
    - (オ) 財務諸表(構成員が、法人の場合にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
    - (カ) 使用印鑑届
    - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
      - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - b 和歌山県が課する県税全税目
      - c 構成員が個人の場合にあっては、和歌山県内

の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村  
民税)

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コン  
ソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代  
表者)

(コ) 和歌山県が示す仕様書に対する実施計画書

(サ) コンソーシアム協定書

(2) (1) のアの(イ)から(オ)、(キ)及び(ク)に  
掲げる申請書類並びにイの(イ)から(オ)、(キ)及  
び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時  
点で既に県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現  
に有効な入札に係る資格を有する書面を交付されている  
者にとっては、当該書面の写しを提出することにより、  
当該書類に代えることができる。

(3) (1) のアの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び  
(ケ)並びにイの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)か  
ら(サ)までに掲げる申請書類の用紙については、県で  
定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、  
平成18年6月9日(金)から平成18年6月16日(金)まで  
の和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例  
第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」とい  
う。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に  
掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に  
掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、そ  
の後、平成18年6月23日(金)までの間に和歌山県企  
画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファク  
シミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年6月16日(金)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年6月16日(金)から平成18年6月23日(金)まで  
の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5で掲  
げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課  
郵便番号 640-8249  
電話番号 073-432-5655  
ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

(1) この一般競争入札に参加することができる者は、平  
成18年6月9日(金)現在において、次の要件を満たし  
ている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者で  
あること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札へ  
の参加を排除されている者ではないこと。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止  
されていない者であること。

エ 国税、県税及び市町村税に未納がない者であるこ  
と。

オ 2の(1)のアの(コ)及びイの(コ)に掲げる実  
施計画書について和歌山県が示す仕様を満足するも  
のを提出したものであること。

カ この契約の目的物である通信機器を、県に賃貸す  
ることができる者であること。

(2) コンソーシアムとして参加する場合は、各構成員が  
(1) のアからエまでのすべての要件を満たすとともに、  
(1) のオについてはコンソーシアムとして要件を満た  
し、(1) のカについてはその構成員のいずれかの者が  
要件を満たしていること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書に  
より平成18年6月29日(木)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に  
対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成18年7月10日(月)午後4時まで  
に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年7月19日  
(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により  
行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第795号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法  
令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5の2  
の規定に基づき、和歌山県きのくに e-ねっと(総合防災  
情報システム対応)の設置委託及び通信機器等の賃貸借に  
係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格  
審査の申請方法を次のように定める。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 業務内容

和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)の設営委託及び通信機器等の賃貸借

## 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)でないとき

- (ア) 競争入札資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 契約履行証明
- (サ) 和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠する作業実施計画書
- (シ) 担当技術者経歴書
- (ス) 技術者要員計画

イ コンソーシアムとして申請するとき

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員毎に提出すること。

- (ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 構成員が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 財務諸表(構成員が個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)
- (コ) 契約履行証明
- (サ) 作業実施計画書(コンソーシアム)  
和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠すること。  
コンソーシアムとして提出する。
- (シ) 担当技術者経歴書  
コンソーシアムとして提出する。

(ス) 技術者要員計画

(セ) コンソーシアム協定書

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出する。

(2) (1)のアの(イ)から(ク)まで及び(1)のイの(イ)から(ク)までに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効な入札に係る資格を有する書面を交付されている者にあつては、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。

(3) (1)のアの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(セ)までに掲げる申請書類並びにイの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成18年6月9日(金)から平成18年6月15日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月21日(水)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年6月15日(木)午後1時から

## 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年6月22日(木)から平成18年6月27日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5で掲げる場所で受け付ける。

## 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報システム課  
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
郵便番号 640-8249  
電話番号 073-432-5655  
(FAX 073-428-1136)

## 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年6月9日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。コンソーシアムにあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
- (4) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に同種又は同規模の情報通信分野に関する役務の提供に係る1以上の事業実績があり、技術水準が同等以上の者が、複数あり、かつその成果が適正及び優良である者であること。コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。
- (5) 総務省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成18年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発又は保守管理のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。コンソーシアムにあっては、構成員のうちの代表者が、この要件を満たすものであること。
- (6) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。また、担当技術者のうち少なくとも1名は、次のアに該当する者であること。この場合、当該資格等については、担当技術者経歴書に記載し、これを証する書類を添付すること。コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員(代表者を含む。)のいずれかに属するものであること。
  - ア 技術士法(昭和58年4月27日法律第25号)に基づく技術士(情報工学部門又は電気電子部門の情報通信で受験したもの)の資格を有する者
  - イ 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者
    - (ア) システム監査技術者
    - (イ) 特種情報処理技術者
    - (ウ) プロジェクトマネージャ
    - (エ) アプリケーションエンジニア
    - (オ) ネットワークスペシャリスト
    - (カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理)
  - ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員の登録を受けている者
- (7) 資格審査の結果合格であると認められる者

資格審査は、別冊「和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)の設営委託及び通信機器等の賃貸に係る一般競争入札参加資格審査申請説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行う。

資格審査は、「和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)の設営委託及び通信機器等の賃貸に係る一般競争入札参加資格審査会」において行う。

申請書類のうち作業実施計画及び技術者要員計画は、仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠し作成すること。

入札参加資格申請者が落札し本県と契約を締結した場合、本県の仕様書遵守を前提として、上記作業実施計画及び技術者要員計画の内容に拘束されるものとし、本県からの特段に指示がない限り作業実施計画及び技術者要員計画の内容を契約締結後変更できないものとする。

(8) コンソーシアムの構成員又は再委託先に和歌山に本社を置き情報処理又はソフトウェア開発を主たる営業品目とする事業者を含むこと。

(9) この契約の目的物である通信機器等を、県に賃貸することができる者であること。コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年7月25日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年7月31日(月)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年8月7日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第796号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3000020 0238149	グループホーム日向	海南市重根1164-8	共同生活援助	知的障害	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成18.6.1	平成24.5.31

**和歌山県告示第797号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき

公示する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
林薬局	有田郡有田川町清水384-2	-	林潤二	平成18.6.1

**和歌山県告示第798号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)オークワ串本店  
和歌山県東牟婁郡串本町串本2001 外7筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ  
代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3
- 変更しようとする事項  
(1)大規模小売店舗内の名称  
(変更前)ホームセンターオージョイフル串本店  
(変更後)(仮称)オークワ串本店  
(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久

大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号

(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)開店時刻9時 閉店時刻21時30分

(変更後)開店時刻9時 閉店時刻0時

(4)来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)8時30分から22時まで

(変更後)8時30分から0時30分まで

(5)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)8時から18時まで

(変更後)6時から22時まで

4 変更年月日

平成18年6月10日

5 変更した理由

顧客ニーズに応えるため

6 届出年月日

平成18年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市中島185番地の3)

東牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

串本町商工農林課(和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年6月9日から平成18年10月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第799号**

次の組合の内水面における第5種共同漁業の免許に係る

遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

1. 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

(1) 貴志川漁業協同組合

和歌山県海草郡紀美野町神野市場266番地の1  
和内共第3号及び和内共第38号

(2) 紀ノ川漁業協同組合

和歌山県紀の川市桃山町市場547番地の4  
和内共第2号

(3) 有田川漁業協同組合

和歌山県有田郡有田川町徳田113番地の9  
和内共第6号及び和内共第7・8・9・10・11・12号

2. 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成18年7月31日まで縦覧に供する。

3. 変更後の遊漁規則の施行の日

平成18年5月23日

和歌山県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

1. 道路の種類 一般県道

2. 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字 古屋字神野227番1 地先から同町大字 島田鰻川831番1地 先まで	旧	2.30 } 18.55	2,479.85	
同上	旧	2.30 } 18.55	2,479.85	
同上	新	2.30 } 18.55	2,474.85	

和歌山県告示第801号

平成18年和歌山県告示第800号（道路の区域変更）で告示した道路は、平成18年6月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年2月1日以降無効とする。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	農業	1750698	1枚	平成17年3月15日から 平成18年2月28日まで	海草振興局	平成18年2月1日

※ 記号番号は、免許証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

和歌山県分庁舎内通信配線敷設整備及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成18年度

(2) 調達役務の名称

和歌山県分庁舎内通信配線敷設整備及び賃貸借

(3) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県分庁舎内

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁舎内

その他土木防災系・教育ネットワーク系通信に付加するものは県が指定する場所

## (5) 契約期間等

和歌山県分庁舎内通信配線敷設整備及び賃貸借(以下「配線敷設整備業務」という。)について、納入期限賃貸借期間を次のとおりとする。

回線、電源等情報インフラ整備 平成18年12月20日

機器の設置設営・接続試験 平成19年3月31日

賃貸借(通信機器等) 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第794号に規定する配線敷設整備業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

## (2) 日時

平成18年6月9日(金)から平成18年6月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月23日(金)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 5 事業説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

## (2) 日時

平成18年6月16日(金)午後2時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

## イ 入札日時

平成18年7月25日(火)午前11時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年7月25日午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

入札書には、回線、電源等情報インフラ整備及び機器の設置設営・接続試験に係る見積金額と賃貸借(機器保守料含む。)に係る見積金額との合計額を記載する。

このうち賃貸借に係る見積金額は、賃貸借期間全期間に係る次の合計額とする。

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの期間(60か月)×月額賃貸借料

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のし

た入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) It is Wakayama Prefecture public office building secret communication wiring construction and computer network equipment letting and hiring ;  
1 Complete System

(2) Date and time for tender : 10:30 a.m. 25 July 2006 ( Deadline for tenders submitted by mail : 9:30 a.m. 25 July 2006)

(3) Contact point for the notice : Information Systems Division of Wakayama Prefectural Government, 1 Saikayamachi Wakayama City, 640-8249 Japan  
TEL 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)

入札公告

和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「自治法令」という。)167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成18年度

(2) 業務内容

和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)の設営委託及び通信機器等の賃貸借

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 情報システム設置場所、納入場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館内  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(5) 納入期限

平成19年1月31日(設営委託完了)

(6) 借入れの期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年度和歌山県告示第795号に規定する和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)の設営委託及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(2) 日時

平成18年6月9日(金)から平成18年6月15日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所



3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月21日(水)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年6月15日(木)午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成18年8月8日(金)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

(FAX 073-428-1136)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Construction Trust and communications equipment rental contract for the "Kinokuni e-net " for use of Comprehensive disaster prevention information system

(2) Date and time for tender:11:00 a.m.8 August 2006(Deadline for tenders submitted by mail : 9:30 a.m 8 August 2006)

(3) Contact point for the notice:Information Systems Division of Wakayama Prefectural Government,1 Saikayamachi Wakayama City,640-8249 Japan  
TEL 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年6月9日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩出市荊本字境溝244番、266番、267番、268番、269番の一部、水路(2工区)
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市十一番丁10番地Jamビル株式会社 アクティブマドリッド 代表取締役 依岡善明

諸 報

公 告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成18年度宅地

建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成18年6月9日

財団法人不動産適正取引推進機構  
理事長 三澤 眞

1 試験の日時

平成18年10月15日(日)午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。ただし、登録講習修了者については、次のア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

(2) 出題法令

平成18年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数

50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成18年7月3日(月)から同年7月18日(火)まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成18年7月3日(月)午前9時30分から平成18年7月18日(火)午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び終了番号を含む。)を入力する。

(イ) 写真ファイル(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担とする。)

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成18年7月3日(月)から同年7月31日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(イ) 配布場所

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課及び県内各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)並びに社団法人和歌山県宅地建物取引業協会の本部及び支部

イ 申込期間

平成18年7月3日(月)から同年7月31日(月)までの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはり付けたもの)

(イ) 写真一葉(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

(ウ) 登録講習修了者については、前に掲げる(ア)及び(イ)に加え登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

エ 受験手数料

7,000円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

オ 郵送先及び郵送方法

社団法人和歌山県宅地建物取引業協会(和歌山市太田143-3)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成18年11月29日(水)

(2) 発表の方法

合格者一覧表の掲示及び本人への合格証書の送付により行う。

8 問い合わせ先

社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

和歌山市太田143-3 TEL (073) 471-6000